

都田公園(対象屋外有料施設)の利用に附随したテント等の設置の試行実施について

今まで、屋外有料施設の利用者のみなさまがその利用に伴い、テント等の設置を行う場合には、事前に所管の公園緑地事務所に占用許可を得ていただき、利用する屋外有料施設の外にテント等の設置をしていただいていたいました。

近年、屋外有料施設においてテント等設置の熱中症対策が必要不可欠となっているため、屋外有料施設の利用者のみなさまが、よりテント等設置を行いやすくするために、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置について、今年度、試行により次の通り対応することとしましたのでお知らせします。

【実施期間】

令和6年7月20日(土)から

【対象屋外有料施設】

運動広場

【利用時間】

テント等設置時間は運動広場の利用時間に限ります。

利用時間の前後には設置できません。

※テントの設置及び撤去時間もプレー時間に含まれますので御注意下さい

【設置可能エリア】

屋外有料施設の中、または、屋外有料施設の外で指定された場所に設置が可能です。

運動広場(屋外有料施設外に設定したテント等設置可能エリア)図面画像

【届出書類】

- ・テント設置等確認票

【受付方法】

設置等に当たっては、都田公園指定管理者と事前に調整が必要となります。

利用の原則7日前までに「テント設置等確認票」を都田公園管理事務所に提出してください。

※試行期間中は、原則7日前の提出日を利用当日であったとしても受付をする方針ですが、許可や手続きに時間が掛かったことで利用時間が減ったとしても個別の対応は出来かねますので、御容赦下さい。なおこの対応については、都田公園指定管理者(緑とコミュニティーグループ)が独自に設定し横浜市に許可を得て試行する対応なので、他公園や他指定管理者の運用については、この限りではありません。

ご提出いただいた内容を確認の上、「設置協議済みテント」証を発行いたします。掲示いただければ、施設内の利用条件に合致するエリア及び施設外の設置可能エリアにおいて占用許可等が不要でテント等を設置できます。なお、当日は、テントに「設置協議済みテント」証を必ず掲示してください。

【利用条件】

- ・利用にあたっては、都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を遵守の上、安全管理の注意と他の公園利用者等の迷惑とならないようご利用ください。
- ・テント等設置にあたっては、風に煽られて飛散してしまう危険性があることから重りを用い、固定してください。
※木やフェンス等の公園施設にロープ等で縛りつけるなどの固定、杭(ペグ)等の打ち付けについては、芝生や埋設設備等に影響がでしてしまう恐れがあるため、原則できません。
- ・強風時などのテント等が倒壊、飛散する恐れのある場合はテント等設置を控えて下さい。また、利用時間中の気象情報について利用者自身で注意し、危険の恐れがある場合には使用を中止してください。
- ・施設内にテント等を設置する場合は、競技のプレーエリアへの設置はしないで下さい。また、施設内に設置するテント等については、視界が遮断される構造となっているものは、プレーエリアを確認できないなどの安全面から設置はしないで下さい。
- ・設置について都田公園指定管理者から指示があった場合はその指示に従ってください。
- ・テント等設置にあたり、公園の芝生や樹木等の公園施設の損壊が生じた場合は、利用者に修復または賠償を求めます。また、テント等設置に伴い、火災・盗難・事故が発生した場合は、一切の責任を利用者が負い、被害が生じた場合は、修復または賠償を求めます。
- ・利用にあたっては、必ず「テント等設置確認票」のご提出をお願いします。
- ・テント等設置の確認を得た後に渡される「設置協議済みテント」証を当日テントへ必ず掲示をお願いします。
- ・その他必要がある場合は、都田公園指定管理者と協議の上、ご調整をお願いします。

【利用のルール】

- ・飲食については施設のルールをご確認の上、従ってください。
- ※有料施設内での御飲食は熱中症対策の飲料以外は禁止です。
- ・火気の使用は厳禁です。(カセットコンロ・ガスボンベ・ガスコンロ・バーベキューコンロ・ホットプレート・シングルバーナー・発電機などの使用)
 - ・公園内への車両の乗り入れは禁止です。
 - ・公園内にごみ箱は設置されていません。ごみは必ず各自でお持ち帰りをお願いします。
 - ・公園内は全面禁煙です。(令和 7 年 4 月から)
 - ・危険のおそれのある行為または他人の迷惑となるような行為はやめてください。(音響機器、楽器の使用。大声で騒ぐ、暴れる行為。近隣住民、他の来園者への迷惑行為など)

- ・植物の採取、木登り、樹木への装飾行為、花や枝を折る、タープ等を括りつけて幹を傷つける、ベンチ、遊具へのいたずらなど公園内にあるものを汚損・破損させる行為はやめてください。
- ・利用の終了した際には必ず「設置協議済みテント」証を公園窓口へ返却してください。

【施設内設置の上のアドバイス】

- ・施設内の芝地の上にテントを設置すると、数時間から場合によっては数分で、蒸れによって芝生が枯れます。その際は張替えを費用の負担をいただき、その費用が高額になることがありますので御注意下さい。
- ・施設内のフェンスやベンチ等に固定をすると破損や変形が発生します。その際に請求する修繕費用も高額になりますので、利用条件を守り正しい固定方法を取ってください。
- ・テントを設置する際には必ず事前に職員を呼んでいただき設置個所の事前写真撮影を求めて下さい。御自身で撮影した画像は、時系列の確認ができません(撮影日時の記録されているものでも不可です)ので、既にあった不具合の証明に利用できませんので御注意ください。

※注意事項

・「設置協議済みテント」証を紛失もしくは、不正に利用された方、利用条件を守らない方、利用のルールを守らない方には、以後の「設置協議済みテント」証の発行を拒否することができるものとして
います

【試行にあたり公園利用者のみなさまへのお願い】

屋外有料施設外に設定したテント等設置可能エリアは、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置利用者がいない場合は他のエリアと同様にご利用をいただけますが、屋外有料施設の利用に伴うテント等の設置利用者が使用する場合には、恐れ入りますが、他のエリアに移動していただくなどご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

都田公園指定管理者
電話:045-944-0730